

# 甲 府 市 公 報

第 1349 号

発行所 甲 府 市 役 所  
 発行人 甲 府 市  
 (毎月 5 日 発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日)  
 印刷所 サンニチ印刷  
 甲府市北口二丁目 6 番 10 号

## 目 次

### [告 示]

国民健康保険料納入通知書公示送達	58
入札告示	58
充当通知書公示送達	59
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	59
予防接種実施公告	60
住民票を職権消除した者の公示	60
入札告示	60
道路位置の指定公告	62
開発行為に関する工事の完了公告	62
市道路線の認定告示	62
市道路線の廃止告示	63
配当計算書(謄本)公示送達(3件)	63
開発行為に関する工事の完了公告	64
道路区域の決定告示	64
道路の供用開始告示	64
国民健康保険被保険者証無効告示	65
開発行為に関する工事の完了公告	65
都市計画事業認可図書縦覧告示	65

地縁による団体の認可に伴う告示	65
軽自動車税督促状公示送達	66
介護保険被保険者証無効告示	66
地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成した旨の公告	66
開発行為に関する工事の完了公告	67
配当計算書(謄本)公示送達(2件)	67
予防接種実施公告	67
開発行為に関する工事の完了公告	68
平成12年甲府市告示第206号の一部を改正した旨の告示	68
平成16年甲府市告示第407号の一部を改正した旨の告示	68
平成12年甲府市告示第209号の一部を改正した旨の告示	69

### [教 育 委 員 会]

甲府市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則	69
甲府市学校施設のスポーツ開放に関する規則の一部を	

改正する規則	70
--------	----

### [選挙管理委員会]

昭和37年11月1日選管告示第25号の一部を改正した旨の告示	71
--------------------------------	----

### [農 業 委 員 会]

甲府市農業委員会1月定例総会招集公告	72
--------------------	----

### [上 下 水 道 局]

指定給水装置工事事業者の指定告示	72
下水道工事指定店の指定告示	72
入札告示(6件)	72

### [任 免 辞 令]

市長事務部局	83
--------	----

# 告示

## 甲府市告示第1号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年1月5日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書
  - 2 発送日 平成23年12月1日
  - 3 項目 平成23年度国民健康保険料6期～9期分  
国民健康保険料過年9期（平成21、22年度分）
  - 4 納期限 平成24年1月4日  
（納期限を平成24年1月31日に再指定）  
平成24年1月31日  
平成24年2月29日  
平成24年4月2日
  - 5 納付場所 甲府市指定金融機関  
甲府市収納代理金融機関  
（ゆうちょ銀行・郵便局）  
甲府市税務部収納管理室収納課  
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課  
総合行政窓口センター
  - 6 納付義務者 別紙のとおり（15件）
- （別紙省略）

## 甲府市告示第2号

インターネットを利用した一般競争入札により市有財産を売り払うため、次のとおり告示する。

平成24年1月5日

甲府市長 宮島雅展

### 1 入札に付する物件

物件番号	所在地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	予定価格(円)	入札保証金(円)
1	国母四丁目997番2	宅地	639.15	15,980,000	1,598,000
2	大里町2897番4	宅地	227.17	5,070,000	507,000

注 予定価格とは、あらかじめ甲府市が定めた最低売却価格をいう。

### 2 入札等の内容を提供する場所及び期間

- (1) 場 所 甲府市公式ホームページ「市有財産の売払いについて」及びヤフー株式会社が提供する公有財産売却システム上。  
なお、ホームページアドレスは次のとおり。

甲府市	<a href="http://www.city.kofu.yamanashi.jp/">http://www.city.kofu.yamanashi.jp/</a>
ヤフー株式会社	<a href="http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/">http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/</a>

- (2) 期 間 平成24年1月13日から平成23年2月2日まで
- (3) 時 間 開始日の13時から終了日の14時まで

### 3 入札の参加仮申込み等に関する事項

入札に参加しようとする者は、平成24年1月13日13時から平成24年2月2日14時まででヤフー株式会社が提供する公有財産売却システムの画面上で入札参加仮申込みなどの一連の手続きを行う。

入札参加申込み（本申込み）は、所定の申込書を下記4の受付場所及び期間に持参または郵送（簡易書留）により提出しなければならない。なお、上記の入札参加仮申込みをしていない者は本申込みができない。

### 4 入札参加の本申込受付場所及び受付期間

- (1) 場 所 総務部契約管財室管財課（相生仮本庁舎1号館1階）
- (2) 期 間 平成24年1月13日から平成24年2月2日まで  
（土日を除く）
- (3) 時 間 9時（初日は13時から）から17時まで
- (4) 注意事項 郵送による受付は、開始日から終了日までの消印を有効

### 5 入札期間、開札の日時及び場所

- (1) 入札期間 平成24年2月16日（木） 13時から  
平成24年2月23日（木） 13時までの間
- (2) 開札日時 平成24年2月23日（木） 13時から
- (3) 場 所 ヤフー株式会社が提供する公有財産売却システム上

### 6 入札の方法

- (1) 入札は、ヤフー株式会社が提供する公有財産売却システム上で入札価格を登

録して行う。なお、この登録は一度のみ行うことができる。

(2) 郵便及び持参による入札書の提出は無効とする。

7 入札に参加できる者の資格及び条件

次に該当する者を除く法人又は個人であること。

- (1) 売却対象地に関する業務に従事する本市職員
- (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 日本語を完全に理解できない者
- (4) 甲府市インターネット公有財産売却ガイドライン及びYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (5) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後二年間を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 甲府市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 甲府市の実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が甲府市との契約を締結すること又は契約者が甲府市との契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなく甲府市との契約を履行しなかった者
  - オ この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立がなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）

8 入札を無効とする場合に関する事項

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。

10 現地説明会開催

入札参加申込受付期間中、希望者に対して実施する。

11 特記事項

現状有姿の状態で売り渡すものとする。

12 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項

(1) 入札保証金の納付等

ア 入札者は、入札しようとする土地に指定された入札保証金を平成24年2月15日までに、甲府市の指定する口座に振り込むものとする。

イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。

ウ 入札保証金には、利息を付さない。

(2) 契約保証金の納付等

ア 契約保証金は、入札保証金と同額とし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当する。

イ 契約保証金には、利息を付さない。

(3) 違約金

ア 落札者が、落札日の翌日から7日以内に、売買契約を締結しないとき（落札後、入札申込みができない者であることが判明し、その入札が無効になったときなどを含む。）は、違約金として入札保証金は甲府市に帰属する。

イ 落札者が、契約締結日より30日以内に売買代金の差額の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市に帰属する。

甲府市告示第3号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年1月6日

甲府市長 宮島雅展

1 書類名	充当通知書 税発第1765号
2 発送日	平成23年12月27日
3 送達を受けるべき者	廣瀬 伸次
4 保管場所	甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第4号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成24年1月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市増坪町791-1  
甲府市産業部農林振興室農業振興課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

甲府市告示第5号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成24年1月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成24年1月分）

種 類	対 象 者		場 所
B C G	生後6月未満		指定医療機関 (別掲)
ジフテリア 百日咳 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から90月未満の者	
	第1期追加		
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
麻しん風しん混合 (M R)	第1期	生後12月から24月未満の者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
	第3期	平成10年4月2日から平成11年4月1日の間に生まれた者 (中学1年生相当)	
	第4期 <sup>*1</sup>	平成5年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた者 (高校2年生、高校3年生相当)	
日本脳炎	第1期初回	生後6月から90月未満の者	
	第1期追加	生後6月から90月未満の者	
	第2期	9歳以上13歳未満の者	

	特例 <sup>*2</sup>	平成7年6月1日から平成19年4月1日の間に生まれた者
高齢者 インフルエンザ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の者</li> <li>・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当）</li> </ul>

※1 ただし、平成6年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた者（高校2年生相当）については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行くなど、特段の事情がない場合は、高校3年生相当になる年度に接種するものとする。

※2 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第6号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成24年1月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第7号

次の物件の一般競争入札を執行する。

平成24年1月11日

甲府市長 宮 島 雅 展



1 入札に付する売却物件概要等

- (1) 所 在 甲府市丸の内二丁目  
甲府駅周辺土地区画整理事業区域内41街区7画地
- (2) 地 目 宅地
- (3) 仮換地地積 485.30㎡

2 入札参加申込等の受付期間、受付場所及び受付方法

- (1) 受付期間 平成24年2月6日から平成24年2月17日までの午前9時から午後5時までの間（この間の土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付場所 甲府市都市建設部計画指導室甲府駅周辺土地区画整理課  
甲府市宝二丁目8番19号  
電話 055-230-1029
- (3) 受付方法 持参又は郵送（簡易書留）による受付とする。電話、ファックス及びインターネットによる受付は行わない。  
なお、郵送による場合は、平成24年2月17日の消印有効とする。

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年2月24日 午前10時より実施する。
- (2) 場 所 甲府市役所 穴切仮庁舎 会議室  
甲府市宝二丁目8番19号  
ただし、入札場所については変更する場合がある。

4 入札に参加できる者の資格及び条件

次に該当する者を除く法人又は個人であること。

- (1) 売却対象地に関する業務に従事する本市職員
- (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後二年間を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 甲府市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 甲府市の実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が甲府市との契約を締結すること又は契約者が甲府市との契約を履行することを妨げた者
- エ 正当な理由がなく甲府市との契約を履行しなかった者
- オ この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の

申立がなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）

5 入札を無効とする場合に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札保証金を納めない場合やその金額が不足している入札
- (2) 一人で二通以上の入札をした場合はその全部の入札
- (3) 一物件につき、一人で他人の代理も兼ねて参加した者の入札又は二人以上の入札から委任を受けた者の入札
- (4) 入札書に書かれた金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、押印のないもの、その他重要な事項が誤脱等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
- (5) 入札書に書いた金額を訂正した入札
- (6) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと関係職員が認める場合における全部の入札
- (7) 入札時において、4の「入札に参加できる者の資格及び条件」を満たさなくなった者の入札
- (8) 入札参加申込みをしない者の入札
- (9) 代理人として代理権の確認を受けていない者の入札
- (10) 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正行為のあった者の入札
- (11) 再度入札にあたり、直前の最高価格以下の入札
- (12) 入札に関し、市の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 前各号にあげるもののほか「入札案内書」及び「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- 6 契約書作成の要否及び代金支払方法  
契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。
- 7 現地説明会開催  
入札参加申込受付期間中、希望者に対して実施する。
- 8 特記事項
- (1) 現状有姿による契約  
現状有姿の状態で売り渡すものとする。
- (2) 契約に付す条件  
土地売払い契約書において次の条件を付す。
- ア 「買受人は、売買土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的な団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。」こと。
- イ 「買受人は、売買土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。」こと。

- ウ 「買受人は、売買土地の所有権を第三者に移転する場合は、ア及びイに定める義務を書面により承継させなければならない。」こと。
- エ 「買受人は、アからウまでに定める義務に違反したときは、違約金として甲府市の定める金額を、一括して甲府市が指定する日までに支払わなければならない」こと。

9 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項

(1) 入札保証金の納付等

- ア 入札保証金は、各自入札価格の100分の5以上に相当する金額を、一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
- イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。
- ウ 入札保証金には、利息を付さない。

(2) 契約保証金の納付等

- ア 契約保証金は、売買価格の100分の10以上に相当する金額を、契約締結時に一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
- イ 契約保証金には、利息を付さない。

(3) 違約金

- ア 落札者が、落札日の翌日から7日以内に、売買契約を締結しないとき（落札後、入札申込みができない者であることが判明し、その入札が無効になったときなどを含む。）は、違約金として入札保証金は甲府市に帰属する。
- イ 落札者が、契約締結日より30日以内に売買代金の差額の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市に帰属する。

甲府市告示第8号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則第10条の規定により公告する。その関係図書は都市建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年1月12日

甲府市長 宮島雅展

- 1 道路の位置 甲府市国母1丁目767番4・767番10・767番13・767番14
- 2 道路の幅員 4.15m
- 3 道路の延長 33.80m

甲府市告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年1月13日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市堀之内町字興廻1番23、7番4  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市宮原町1256番地  
レジデンス中沢205  
齊藤 哲久

甲府市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年1月29日まで一般の縦覧に供する。

平成24年1月16日

甲府市長 宮島雅展

路線番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1606	甲府駅周辺土地区画整理5号線	甲府市北口二丁目153番地先 甲府市北口二丁目22番1地先	なし
1607	甲府駅周辺土地区画整理6号線	甲府市北口二丁目50番地先 甲府市北口二丁目63番地先	なし
1608	甲府駅周辺土地区画整理7号線	甲府市北口二丁目50番地先 甲府市北口二丁目117番地先	なし
1609	甲府駅周辺土地区画整理8号線	甲府市北口三丁目21番2地先 甲府市丸の内一丁目558番6地先	なし
1610	甲府駅周辺土地区画整理14号線	甲府市朝日二丁目243番2地先 甲府市宝一丁目70番1地先	なし

1611	甲府駅周辺土地区画整理15号線	甲府市朝日二丁目1番地先 甲府市朝日二丁目21番地先	なし
1612	甲府駅周辺土地区画整理16号線	甲府市朝日二丁目18番地先 甲府市朝日二丁目13番地先	なし
1613	甲府駅周辺土地区画整理17号線	甲府市朝日三丁目305番地先 甲府市朝日三丁目306番地先	なし
1614	甲府駅周辺土地区画整理18号線	甲府市宝一丁目11番1地先 甲府市宝一丁目15番1地先	なし
1615	甲府駅周辺土地区画整理19号線	甲府市宝一丁目36番地先 甲府市宝一丁目17番地先	なし
1616	甲府駅周辺土地区画整理20号線	甲府市宝一丁目149番1地先 甲府市宝一丁目148番1地先	なし

甲府市告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を廃止する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年1月29日まで一般の縦覧に供する。

平成24年1月16日

甲府市長 宮島雅展

路線番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
776	北口二丁目3号線	甲府市北口二丁目112番地先 甲府市北口二丁目115番地先	なし

甲府市告示第12号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年1月17日

甲府市長 宮島雅展

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名       | 配当計算書（謄本） 税発第1784号 |
| 2 発送日       | 平成24年1月4日          |
| 3 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次              |
| 4 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課   |

甲府市告示第13号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年1月17日

甲府市長 宮島雅展

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名       | 配当計算書（謄本） 税発第1818号 |
| 2 発送日       | 平成24年1月6日          |
| 3 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次              |
| 4 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課   |

甲府市告示第14号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年1月17日

甲府市長 宮島雅展

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名       | 配当計算書（謄本） 税発第1832号 |
| 2 発送日       | 平成24年1月10日         |
| 3 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次              |
| 4 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課   |

甲府市告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年1月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市桜井町字上十石683番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市城東二丁目7番13号  
西 川 美 恵 子

甲府市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年1月31日まで一般の縦覧に供する。

平成24年1月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1606
- 3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理5号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市北口二丁目153番地先から 甲府市北口二丁目153番地先まで	8.00～ 12.30	72.8	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1607
- 3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理6号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

甲府市北口二丁目50番地先から 甲府市北口二丁目63番地先まで	6.00～ 10.30	55.8	
------------------------------------	----------------	------	--

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1608
- 3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理7号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市北口二丁目50番地先から 甲府市北口二丁目117番地先まで	6.00～ 10.30	89.6	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1609
- 3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理8号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市北口三丁目21番2地先から 甲府市丸の内一丁目558番6地先まで	6.00～ 10.30	110.9	

甲府市告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年1月31日まで一般の縦覧に供する。

平成24年1月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	甲府駅周辺 土地区画整理5号線	甲府市北口二丁目153番地先から 甲府市北口二丁目153番地先まで	72.8	平成24年 1月18日
市道	甲府駅周辺 土地区画整理6号線	甲府市北口二丁目50番地先から 甲府市北口二丁目63番地先まで	55.8	平成24年 1月18日
市道	甲府駅周辺 土地区画整理7号線	甲府市北口二丁目50番地先から 甲府市北口二丁目117番地先まで	89.6	平成24年 1月18日



市道	甲府駅周辺 土地区画整 理8号線	甲府市北口三丁目21番2地先から 甲府市丸の内一丁目558番6地先 まで	110.9	平成24年 1月18日
----	------------------------	--	-------	----------------

甲府市告示第18号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成24年1月19日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証  
2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり  
(別紙省略)

甲府市告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年1月19日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市向町字扇田 371番1から371番13まで  
以上13筆

- 2 公共施設の種類の、位置

公共施設の種類の	道路、ゴミ置場
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市宮原町191番地の1  
有限会社 サンライトハウジング  
代表取締役 山田政仁

(別添図省略)

甲府市告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年1月20日

甲府市長 宮島雅展

- 1 施行者の名称 山梨県  
2 都市計画事業の種類及び名称  
甲府都市計画道路事業  
3・3・3号 太田町蓬沢線、3・4・8号 古府中環状浅原橋線  
及び3・5・2号 幸町伊勢四丁目線  
3 事業計画  
イ 事業地  
(1) 収用の部分 山梨県甲府市伊勢一丁目、伊勢二丁目、幸町及び太田町地内  
(2) 使用の部分 なし  
ロ 設計の概要  
起 点 山梨県甲府市伊勢一丁目216-1番地先  
終 点 山梨県甲府市太田町272番地先  
延 長 263m  
幅 員 16~23m  
車線の数 2~4車線  
その他別添の設計の概要を表示する図書のとおり。  
ハ 事業施行期間  
自 平成24年1月16日  
至 平成31年3月31日  
4 縦覧場所 甲府市都市建設部計画指導室都市計画課

甲府市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体として認可したので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月20日

甲府市長 宮島雅展

- 1 名称 北大路自治会
- 2 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域  
甲府市湯田一丁目のうち12番5号から12番18号まで、13番6号から13番18号まで、14番1号から14番8号まで、湯田二丁目のうち1番1号から1番20号まで、2番1号から2番20号まで、3番1号から3番20号まで、4番2号から4番20号まで、5番1号から5番20号までの区域
- 4 主たる事務所  
この会は、事務所を甲府市湯田二丁目4番2号に置く
- 5 代表者の氏名及び住所  
代表者 松本公夫  
住所 甲府市湯田一丁目13番12号
- 6 認可年月日  
平成24年1月18日

甲府市告示第22号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送した  
が返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第  
226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい  
つでも交付する。

平成24年1月23日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 平成23年度軽自動車税督促状
- 2 発送日 平成23年6月30日
- 3 納付場所 甲府市指定金融機関  
甲府市収納代理金融機関  
（株）ゆうちょ銀行・郵便局  
甲府市税務部収納管理室収納課  
各総合行政窓口センター
- 4 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 5 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第23号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例  
施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成24年1月24日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり  
(別紙省略)

甲府市告示第24号

甲府市城東一丁目、城東二丁目、城東三丁目、城東四丁目、中央三丁目及び中央  
五丁目の全域の地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び  
簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成24年1月26日

甲府市長 宮島雅展

- 1 地図及び簿冊の名称  
「甲府市地籍図」及び「地籍簿」
- 2 閲覧期間  
平成24年1月27日から2月15日まで20日間  
(1月28日・29日以外の土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休  
日は除く。)
- 3 閲覧場所  
平成24年1月27日(金)～30日(月)・2月1日(水)～3日(金)  
遊亀公民館(甲府市青沼三丁目5番44号)  
平成24年1月31日(火)・2月6日(月)～9日(木)・14日(火)  
遊亀会館(甲府市太田町10番1号)  
平成24年2月10日(金)・13日(月)・15日(水)  
甲府市教育研修所(甲府市城東一丁目12番28号)
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を  
行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参す  
ること。

- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日午前9時30分から午後4時までの間とする。

甲府市告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年1月27日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市国母八丁目58番1、58番4、59番1、59番3、66番1、66番4、66番5  
以上7筆及び水

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市国母八丁目11番20号  
小田切 豊

（別添図省略）

甲府市告示第26号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年1月30日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 配当計算書（謄本） 税発第1865号
- 2 発送日 平成24年1月13日

- 3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第27号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年1月30日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 配当計算書（謄本） 税発第1914号
- 2 発送日 平成24年1月20日
- 3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第28号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成24年1月30日

甲府市長 宮島雅展

- 1 実施内容（平成24年2月分）

種類	対象者		場所
B C G	生後6月未満		指定医療機関 （別掲）
ジフテリア 百日咳 破傷風 （DPT）	第1期初回	生後3月から90月未満の者	
	第1期追加		

ジフテリア 破傷風 (DTトキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者
麻しん風しん混合 (MR)  麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から24月未満の者
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者
	第3期	平成10年4月2日から平成11 年4月1日の間に生まれた者 (中学1年生相当)
	第4期 <sup>※1</sup>	平成5年4月2日から平成7年4 月1日の間に生まれた者 (高校2年生、高校3年生相当)
日本脳炎	第1期初回	生後6月から90月未満の者
	第1期追加	生後6月から90月未満の者
	第2期	9歳以上13歳未満の者
	特例 <sup>※2</sup>	平成7年6月1日から平成19年 4月1日の間に生まれた者
高齢者 インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の者</li> <li>・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者(障害者手帳1級相当)</li> </ul>	

※1 ただし、平成6年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた者(高校2年生相当)については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行くなど、特段の事情がない場合は、高校3年生相当になる年度に接種するものとする。

※2 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

- 2 予防接種を受けることが適当でない人
- (1) 明らかに発熱のある人
  - (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
  - (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
  - (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第29号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の

開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年1月30日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市向町字森前895番9、898番3  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市徳行一丁目15番9号  
藤巻 成介

甲府市告示第30号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(平成12年甲府市告示第206号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年1月31日

甲府市長 宮島雅展

別紙図面を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は環境部環境総室環境保全課において公衆の覧に供する。)

甲府市告示第31号

悪臭原因物質の規制地域及び規制基準(平成16年甲府市告示第407号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年1月31日

甲府市長 宮島雅展

別紙図面を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は環境部環境総室環境保全課において公衆の縦



覧に供する。)

甲府市告示第32号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（平成12年甲府市告示第209号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年1月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境総室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

## 教育委員会

甲府市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月10日

甲府市教育委員会  
委員長 齋 藤 章

甲府市教育委員会規則第1号

甲府市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則

甲府市体育指導委員に関する規則（昭和37年4月規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市スポーツ推進委員に関する規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、甲府市スポーツ推進委員（以下「推進委員」という。）の職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（見出しを含む。）中「指導委員」を「推進委員」に改める。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

推進委員は、市民のスポーツの推進に関し次に掲げる職務を行う。

第3条第1号中「スポーツ行事又は事業に関し協力する」を「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行う」に改め、同条第6号中「スポーツ振興」を「スポーツの推進」に、「指導助言」を「指導及び助言」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「に関する行事又は」を「の推進のための」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「指導」を「実技の指導」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「スポーツ」を「スポーツの推進」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 教育委員会が行うスポーツの推進のための事業に協力すること。

第4条中「60名」を「60人」に、「指導委員」を「推進委員」に改める。

第5条を次のように改める。

（選任）

第5条 推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び第3条に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有するものの中から教育委員会が委嘱する。

第6条第1項を次のように改める。

推進委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条第2項中「指導委員」を「推進委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 推進委員は、再任されることができる。

第7条第1項中「指導委員」を「推進委員」に改め、同条第2項中「指導委員」を「推進委員」に、「当って」を「当たって」に改め、同条第3項中「指導委員」を「推進委員」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 スポーツ基本法の施行の際現に甲府市体育指導委員である者で同法附則第4条の規定により甲府市スポーツ推進委員とみなされたものの任期は、この規則による改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、同法の施行の日における甲府市体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

甲府市学校施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月10日

甲府市教育委員会  
委員長 齋藤 章

甲府市教育委員会規則第2号

甲府市学校施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校施設のスポーツ開放に関する規則（昭和51年3月教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、テニスコート」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

開放施設	開放日	開放時間
運動場（照明施設を含む。）	土曜日 日曜日 祝祭日 長期休業日	午前8時～午後10時
	平日（長期休業日を除く。）	午後5時～午後10時
テニスコート（照明施設を含む。）	土曜日 日曜日 祝祭日 長期休業日	午前8時～午後10時
	平日（長期休業日を除く。）	午後7時～午後10時
屋内運動場（照明施設を含む。）	土曜日 日曜日 祝祭日 長期休業日	午前8時～午後10時
	平日（長期休業日を除く。）	午後5時～午後10時
柔剣道場（照明施設を含む。）	土曜日 日曜日 祝祭日 長期休業日	午前8時～午後10時
	平日（長期休業日を除く。）	午後5時～午後10時

備考 この表中「長期休業日」とは、市立の小学校、中学校、高等学校及び専門学校における夏季、冬季、学年末等の休業日をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第1号

甲府市投票区の区域の告示（昭和37年11月1日選管告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成24年1月17日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 山田 泰良

「  
第1投票区 丸の内一丁目、中央一丁目 を

「  
第1投票区 上今井町（1329番地から1342番地まで、1415番地から1496番地まで、1527番地から2355番地まで及び2580番地の区域）、下鍛冶屋町（157番地から160番地まで、163番地から346番地まで、374番地から385番地まで、891番地から901番地まで、955番地から最終番地までの区域）、落合町、小曲町、下今井町、中町、東下条町 に、

「  
第2投票区 相生二丁目、相生三丁目、中央四丁目（6番から12番までの区域）、中央五丁目（8番の区域） を

「  
第2投票区 相生一丁目、相生二丁目、相生三丁目、中央四丁目（6番から12番までの区域）、中央五丁目（8番の区域） に、

「  
第3投票区 丸の内二丁目、丸の内三丁目 を

「  
第3投票区 丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、中央一丁目 に、

「  
第4投票区 宝一丁目、宝二丁目 を

「  
第4投票区 宝一丁目、宝二丁目、寿町 に、

「  
第23投票区 小瀬町、上今井町、下鍛冶屋町、落合町、西油川町、小曲町、下今井町、中町、東下条町 を

「  
第23投票区 小瀬町、上今井町（第1投票区に属さない区域）、下鍛冶屋町（第1投票区に属さない区域）、西油川町 に、

「  
第24投票区 蓬沢一丁目、蓬沢町、西高橋町、七沢町、上阿原町、向町、国玉町 を

「  
第24投票区 蓬沢一丁目、蓬沢町、西高橋町（109番地から118番地まで、137番地から165番地まで、167番地から192番地までの区域）、上阿原町（369番地から373番地まで、376番地、412番地から463番地まで、478番地から510番地まで、554番地から1093番地までの区域）、国玉町 に、

「  
第34投票区 寿町、相生一丁目 を

「  
第34投票区 西高橋町（第24投票区に属さない区域）、七沢町、上阿原町（第24投票区に属さない区域）、向町 に

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 農業委員会

甲府市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会1月定例総会を、平成24年1月31日午後3時00分、ホテルクラウンパレス甲府において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成24年1月27日

甲府市農業委員会会長 塩野陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成24年2月告示分農用地利用集積計画について

## 上下水道局

甲府市上下水道局告示第1号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成24年1月12日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山稔

指定番号 第371号  
指定業者名 廣瀬住設  
所在地 山梨県中央市東花輪953-5  
代表者 廣瀬真吾

甲府市上下水道局告示第2号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、次の工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月1日規程第30号）第11条の規定により告示する。

平成24年1月12日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山稔

指定年月日 平成24年1月12日  
指定番号 第337号  
指定店名 廣瀬住設  
所在地 中央市東花輪953-5  
代表者氏名 廣瀬真吾

甲府市上下水道局告示第3号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則



(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札(総合評価落札方式)を執行する。

平成24年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

## 1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併(土木)33号
- (2) 工事名 ①下水道改良工事(合流式下水道改善H23-1)  
②(下甲-15)配水管布設替工事(合流式下水道改善H23-1)
- (3) 工事場所 甲府市住吉三・四丁目地内外
- (4) 工期 平成24年9月28日まで
- (5) 工事概要 ①鉄筋コンクリート管推進工(φ500、高耐荷力・泥土圧・吸引排土方式) L=91.0m、鉄筋コンクリート管布設工(φ500) L=2.2m、人孔設置工(2号)1箇所、人孔設置工(特殊)1箇所、人孔改修工 4箇所、スクリーン設置工 1基、付帯工 一式  
②DIP-K(φ150) L=13m、仕切弁(φ150) 1基、不断水簡易仕切弁(φ150) 1基、空気弁(φ25) 1基

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 87,428,250円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術審査確認資料(以下「資料」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(特別簡易型)の工事である。

## 2 競争入札参加資格

- 甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理人の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。
- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市上下水道局における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。

- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

## 3 総合評価に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。(入札を辞退した者については、技術評価を行わない。)

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回

らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成24年1月17日(火)～平成24年1月26日(木)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成24年1月17日(火)～平成24年1月26日(木)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成24年2月10日(金) 午前9時

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成24年2月21日(火) 午前9時

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成24年2月22日(水)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成24年2月15日(水)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金: 免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100): 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否: 要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程

及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第4号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併（土木）34号
- (2) 工事名 ①濁川東二処理分区下水道管布設工事（第1工区）  
②（下甲-8）配水管布設替工事（濁川東二処理分区・第1工区）
- (3) 工事場所 甲府市上阿原町・向町地内
- (4) 工期 平成24年8月30日まで
- (5) 工事概要 ①リブ付塩ビ管布設工（φ200）L=298.5m、人孔設置工（1号）5箇所、人孔設置工（小型）6箇所、公設樹設置工 8箇所、付帯工 一式  
②DIP. NS（φ100）L=152.5m、DIP. K（φ100）L=4.5m、DIP. K（φ75）L=1m、RRVP（φ100）L=7.5m、仕切弁. NS（φ100）2基、仕切弁（φ75）1基、泥吐弁（φ50）1基、臨給工 一式  
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 31,641,750円  
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、

「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。

- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成24年1月17日（火）～平成24年1月26日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所  
ア 期間 平成24年1月17日（火）～平成24年1月26日（木）



(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年2月10日(金) 午前9時5分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付  
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に

係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第5号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併(土木)35号
- (2) 工事名 ①中-1-1処理分区下水道管布設工事(第1工区)  
②(下中-102)配水管布設替工事(中-1-1処理分区・第1工区)
- (3) 工事場所 甲府市上向山町・右左口町地内
- (4) 工期 平成24年7月31日まで
- (5) 工事概要 ①硬質塩ビ管布設工(φ150)L=190.5m、ポリエチレン管布設工(φ75)L=50.0m、人孔設置工(2号)1箇所、人孔設置工(1号)2箇所、人孔設置工(特1)5箇所、人孔設置工(小型)8箇所、公設樹設置工 9箇所、付帯工 一式  
②RRVP(φ75)L=1m、RRVP(φ50)L=166m、水抜栓(φ25)1基、臨給工 一式  
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 23,007,600円



(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がない者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

## 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成24年1月17日(火)～平成24年1月26日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。

## (4) 申請書等の受付期間及び場所

- ア 期間 平成24年1月17日(火)～平成24年1月26日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

## 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年2月10日(金) 午前9時10分
- (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

## 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

## 7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

## 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付  
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による

保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置  
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第6号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 130080号
- (2) 工事名 甲府市浄化センター管廊耐震対策(H23)工事
- (3) 工事場所 甲府市大津町1, 645番地 甲府市浄化センター
- (4) 工期 平成24年7月11日まで
- (5) 工事概要 後付式ゴム伸縮可とう継手設置 L=111m  
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 38,944,500円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を

受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成24年1月17日（火）～平成24年1月26日（木）  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホー



ムページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

- ア 期 間 平成24年1月17日（火）～平成24年1月26日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年2月10日（金） 午前9時15分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除

する。

- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置  
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第7号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (舗装) 110132号
- (2) 工事名 (路-1) 路面復旧工事
- (3) 工事場所 甲府市丸の内二丁目地内（甲府市立舞鶴小学校の北）他1箇所
- (4) 工期 平成24年5月31日まで
- (5) 工事概要 表層工・再生密粒度アスコン A=773㎡（A構造・t=5cm）、表層工・再生密粒度アスコン A=107㎡（B構造・t=5cm）、上層路盤工・瀝青安定処理 A=107㎡、（B構造・t=10cm）、区画線工 一式  
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 14,585,550円  
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値（P）が650点以上であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

## 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成24年1月17日（火）～平成24年1月26日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。

## (4) 申請書等の受付期間及び場所

- ア 期間 平成24年1月17日（火）～平成24年1月26日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

## 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年2月10日（金） 午前9時20分
- (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

## 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

## 7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

## 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による



保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置  
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第8号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人  
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (舗装) 130083号
- (2) 工事名 下水道改良工事に伴う路面復旧工事（その1）
- (3) 工事場所 甲府市朝気三丁目・青葉町地内
- (4) 工期 平成24年3月30日まで
- (5) 工事概要 施工延長 L=159.5m、舗装工（車道）A=689㎡、舗装工（歩道）A=108㎡、薄層舗装工（交差点）A=123㎡、区画線設置工 一式、縁石工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 13,450,500円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値（P）が650点以上であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成24年1月17日（火）～平成24年1月26日（木）  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成24年1月17日（火）～平成24年1月26日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号  
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成24年2月10日（金） 午前9時25分

(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室  
甲府市相生二丁目17番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による

保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

## 任免辞令

(市長事務部局)

大塚博之

技術職員に採用する  
内科医師を命ずる  
市立甲府病院診療部科部長を命ずる

小林薫

技術職員に採用する  
緩和ケア内科医師を命ずる  
市立甲府病院診療部科長を命ずる

奥野鈴鹿

技術職員に採用する  
産婦人科医師を命ずる  
市立甲府病院診療部医長を命ずる

秋山葵

技術職員に採用する  
看護師を命ずる  
市立甲府病院看護部技師を命ずる

以上発令日 平成24年 1月 1日

市立甲府病院 看護部 技師 保坂綾  
退職を承認する

以上発令日 平成24年 1月31日

--	--